

事業主のみなさまへ

労働保険のご案内

労働保険の加入手続きはお済みですか？

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称したもので、労働者の雇用と生活を守るための保険です。労働者（アルバイト含む）を一人でも雇用している事業主は必ず必要な手続きを行い、保険料の納付をしなければならない義務があります。

●労災保険

業務上の事由又は通勤によって労働者が負傷、疾病、障害、死亡等した場合に迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うことを目的とする保険制度です。

●雇用保険

従業員の雇用の安定や促進を目的として作られた公的な保険制度です。

事務組合 3つのメリット

- ☆事業主も労災保険に加入できます。
- ☆保険料を年3回に分割して納付できます。
- ☆事務処理の負担が軽減されます。



労働保険料と事務代行手数料ってどれくらい？

計算例：日用品等の小売業で従業員5名を雇用し、年間賃金1人当たり320万円（毎月20万円×12ヶ月、賞与40万円×2回）の場合

労働保険料

年間支払賃金総額＝320万円×5名＝1,600万円

賃金総額 保険料率※ 年間保険料

① 労災保険料＝1,600万円×3.5/1000＝56,000円

② 雇用保険料＝1,600万円×9/1000＝144,000円

①+②合計額 200,000円

※保険料率は業種により異なります。詳細は担当までお尋ね下さい

事務代行手数料

労働保険①+②合計額 200,000円（確定保険料）の5%+2,000円※

200,000円×5%+2,000円＝12,000円+消費税

※人数によって、1,000～5,000円となります。代行手数料は60,000円を限度とします。特別加入がある場合、上記とは別に1人当たり1,000円かかります。